

2022 年 4 月 1 日 株式会社ADワークスグループ 取締役会

(改訂) コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン (方針及び取組み)

【序章】当社のコーポレートガバナンス・コードへの対応について

当社の現在のコーポレートガバナンス体制はコーポレートガバナンス・コード(以下、CG コードといいます)が想定しているものとは一部異なる対応であることを理解し、今後、当社のおかれた環境や状況が変化してゆく過程で、ガバナンス体制や CG コードに対する対応も変化してゆく必然があることも同時に認識しております。

序章では、当社の経営方針及び当社の特徴的な考え方9項目についてご説明いたします。

- 1. 当社グループの経営方針
- 2. 当社取締役会の在り方
- 3. 社外取締役による監督機能と助言機能
- 4. 取締役会機能マトリックス (取締役に求める資質)
- 5. 資本政策と資本コストの考え方
- 6. ガバナンスの体制について
- 7. 政策保有株式について
- 8. 役員報酬について
- 9. サステナビリティへの取組みについて

1. 当社グループの経営方針

【ADWG 企業理念】

ADWG グループは、

しなやかに変化しながら、独創の価値を生み出し提供することによって、

人と社会の活力ある発展に貢献します。

【ADWG ステートメント】

しなやかに変化し 独創の価値を生み出す

当社グループは、企業理念『しなやかに変化しながら、独創の価値を生み出し提供することによって、人と社会の活力ある発展に貢献します』にありますとおり、市場の動向や時代の趨勢をとらえて柔軟に変化しながら、事業を通じて社会課題を解決し、経済的価値及び社会的価値の向上を同時に実現するべく取り組んでおります。



当社グループ事業の社会的意義は、2つの側面を有しています。

1つは「社会資本とも言うべき不動産の持つポテンシャルを目利き力と商品企画力で最大化し、不動産ユーザーの期待に応えるだけでなく、地域や街の発展に貢献すること」、そしてもう1つは「顧客の投資ないし資産運用ニーズに対して的確なソリューションを提供し、その期待に応えるとともに、資金の循環を促進して経済活動や社会活動の活性化に貢献すること」であります。

さらに今後は、収益不動産の商品化における入口及び出口戦略における多彩なオペレーション手法と、 不動産に留まらない多様な取扱商品とを掛け合わせ、対象とする顧客の拡張とあいまって、グループ事業の厚みを増強し、「投資ソリューションカンパニー」へと脱皮することを目指してまいります。

当社グループはこれらを通じ、ますます拡がる社会的意義を全うすべく、事業の積極的拡大をもって、 ESG 投資の広がりに寄与する SDGs 経営を推進してまいります。

2. 当社取締役会の在り方

(1) 取締役会のタイプ

取締役会の在り方は、重視する役割に合わせて以下の3タイプに分類できると考えています。

「業務意思決定・相互監督型」

業務執行に関する意思決定の役割を重視する取締役会

「監督重視型」

監督(モニタリング)にその役割の比重を置き、日常的な業務執行の決定権限を取締役会よりも下位の経営役員会等の決裁機関に概ね委ねている取締役会

「監督を主たる職責とする取締役を含む、業務意思決定・相互監督型」

業務執行取締役による業務意思決定の役割と監督職務を主職責とする社外取締役による監督機能 を両立したハイブリッド型の取締役会

CG コードが原則の中で想定している取締役会の在り方は、「監督重視型」により近く、各原則の趣旨を充足するための手法 (コード) は監督重視型の取締役会でのベストプラクティスとしての一例を示したものと当社は認識しております。

現時点での当社の取締役会の在り方は、以下に示す理由から、「監督を主たる職責とする取締役を含む、業務意思決定・相互監督型」が最善であると判断しています。その要素を、①健全なリスクテイクを促すインセンティブが働く状態、②資本構成、③規模感の3点で捉えており、これらは今後の当社のCGコードに則した取組みを進める上で、前提になるものであると考えています。

前提①

健全な リスクテイクを

促すインセンテ ィブが働く状態 現在、当社は成長期に位置することから、一層の成長に備え、経営資源(資本・人材等)の充実は必要不可欠であると考えています。即ち、社債に代表される負債性資金の調達による資本コストの圧縮とそれを実現可能とする時価総額の追求、不況時における財務安定性向上のための純資産額の拡充、第2、第3のコア事業確立など、いずれも重要な経営課題と認識しております。そのため、当社の経営が



		安定期、成熟期に入るまでは、当社取締役が保守的な経営姿勢を排
		除し、一般例や通例とされている選択肢に固執することなく、当社
		に合致したあらゆる方策を検討し、適切にリスクをコントロールし
		つつ積極的な経営を進めてゆくことは必然であり、その認識を経営
		陣は共有しています。
前提②	資本構成	当社の代表取締役社長が大株主であるという現状は、短期的な収益
刊(定位)	資本構成	よりも中長期的な企業価値向上に向けてのインセンティブがより強
		く働く状況であることに加え、短期長期を問わず、株主と経営者の
		利害の観点において基本的には一致する状況が形成されていると考
		えます。
前提③	担性感	取引額、事業規模、事業分野、社員数などからして、当社は執行の細
刊を③	規模感	部に至るまでケアが行き届くステージにあると捉えています。

事業に精通した比較的少数の取締役により構成される取締役会と、取締役会から委譲を受けた経営役員会(一定の当社基準を満たす業務執行取締役で構成される決裁機関)等が業務執行に関する意思決定と機動的な経営判断を行い、持続的な成長と企業価値向上に対する責任を果たすことが最適だと判断し、「監査等委員会設置会社」を機関設計上採用し、「監督を主たる職責とする取締役を含む、業務意思決定・相互監督型」をより実効的に実現させています。

(2) 利益相反リスク

一方、当社の現在の資本構成に鑑みた場合、最も低減すべきリスクとして、「株主と経営者の利益相反」が挙げられ、この前提②に示した「株主と経営者の基本的な利害の一致」が事案によっては成立しない場合が生じることも認識しています。このリスクを回避するために、当社は関連当事者間取引の決裁プロセスと、取引の監督機能をさらに強固なものとするため、利益相反取引が行われる場合には取締役会の決議を経ること、さらに一定規模以上の取引については、社外取締役による厳格な審議を経たうえで、取締役会決議とすることとしております。取締役会の承認決議が不要な取引であったとしても、取締役が利害関係を有しうる取引であれば、すべて取締役会に報告するものとしており、当該取引に関する基準やルールは、当社取締役会規程、及び関連当事者間取引規程において定めております。

また、利益相反が問題となりうる資本政策を行う場合には、適正な手続の確保に努めることとしております。当社は、社外取締役に対して、利益相反が問題となりうる取引について重点的に監督することを役割として課し、これらの取引に関し牽制機能を担うことを社外取締役の重要な責務としております。社外取締役がこの牽制機能を明確に備えることは、上場企業としての責任であると認識しております。なお、こうした社外取締役の役割及び責務については、当社役員規程に定めております。

(3) 今後の当社が目指す取締役会の在り方

米国や欧州でコーポレートガバナンスの在り方についての議論「Board 3.0」(2019 年、Ronald J. Gilson (スタンフォード大学/コロンビア大学) と Jeffery N. Gordon (コロンビア大学) が提唱) があ



ることを認識しております。

Board 3.0 モデルは、企業経営に長期的に「高い意欲」「潤沢な情報」「潤沢なリソース」を与えることが可能となる人物を取締役の一員とする、つまりプライベートエクイティファンドなどから取締役を迎え入れ、取締役会内に設置された戦略検証委員会(Strategic Review Committee)において、経営陣・執行部門と協働して戦略立案を支援し、その戦略遂行を通じて企業価値を向上させるモデルであり、ひいては投資家とのエンゲージメントの強化が可能となるモデルと言われています。(参考資料:①2021年9月17日独立行政法人経済産業研究所「中神康議「三位一体の経営」を取締役会に実装する一戦略策定機能を再興する"Board 3.0"モデル」、②2019年11月24日経済産業省産業組織課「WICIシンポジウム (Session5)」)

当社グループの事業領域が今後、投資ソリューションカンパニーとなるべく変化してゆくためには、 事業戦略、人材や資金等のリソースの配分、効率化も含め、高度な経営戦略が必要となってくると考え ています。この Board 3.0 モデルを視野に、これから「取締役会の在り方」の議論を深めてまいります。 また当社は「ADワークスグループ取締役会機能マトリックス」に新たに「企業・事業に対する投資に 関する経験値・ノウハウに関する事項」の項目を加え、取締役の選任の検討をしてまいります。

3. 社外取締役による監督機能と助言機能

当社では、取締役会の機能に準じて、取締役の担う職責を以下のように分類し定義しております。

経営	・企業戦略、基本方針など高次のレベルにおける意思決定		
在	・個別事案における業務執行の指揮・命令の拠り所となる意思決定		
執行	・決定された意思に基づく業務執行		
監督	・意思決定、業務執行に対する適法性視点からの歯止めとしての機能		
二首	・意思決定、業務執行に対する相当性視点からの検証機能		

現在の当社は、前提③(規模感)の理由により、「経営」と「執行」を明確に分離することなく、一体 不可分の体制であることが適合していると考えています。

一方で、当社の社外取締役は、一部事案においては、業務執行上の意思決定に議決権を行使します(後述:助言機能①②※)。この場合、適法性・道義性視点から問題の認められない事案に対して意思決定に議決権の行使を通じて関与することは、「執行」に至る指揮・命令の拠り所に権限を行使する意味を有し、監督という観点からは「独立した立場からの監督」とはやや異なり、「自己監督」に近いスタイルとなることを認識しております。CGコードが原則の中で想定している社外取締役による「監督」のスタイルは、取締役会が戦略的な方向付けを行うなど大方針に関する意思決定の役割・責務を担う一方で、個々の業務執行に関わる意思決定は経営陣に委ねられた、いわゆる「経営」及び「監督」と「執行」が分離された監督重視型の取締役会が前提となり、明確に独立性が担保された非業務執行取締役が経営の意思決定に議決権を行使することで監督職務を遂行してゆくものであると当社は理解しております。

この点、当社は、以下のような権限整備とプロセス・制度を構築することで、「経営」と「執行」を明確に分離していない状況下での「監督」の実効性を担保してゆくよう努めております。

前提として、社外取締役による監督機能としてのアサーションポイント及び手法について明文化し、



いわゆる、経営上の意思決定の範疇における議決権の行使(社外取締役の助言機能①②※)との相違を明確に定義しております。

監督機能	適法性視点か	1	意思決定に際して、適法性(コンプライアンス、株主平等原則、
監督機能 (1)			手続き、道義性、などが含まれるがこれに限らない)が論点とな
(I)	らの歯止め		るような事項・事案について、議決権を行使できます。
		2	適法性が論点となるような事項・事案が、(取締役会から権限を
			委譲された)経営役員会などで意思決定される場合、その事前・
			事後を通じて、取締役会の決議事項とする取締役会付議権限を規
			程に定めております。
監督機能	相当性視点か	1	取締役会が委譲した意思決定に際して相当性・合理性の視点か
2	らの検証		ら、経営陣に対する説明請求権が制度上担保され、説明責任を尽
			くさせることを通じて監督機能を果たすことが可能となります。
		2	経営役員会の議案は、開催前に社外取締役に提供され、社外取締
			役は同時に事前説明請求権を有しております。
		3	経営役員会は、社外取締役の任意の陪席を可能としております。
		4	経営役員会の議事録は、社外取締役に提供され、社外取締役は説
			明請求権を有しております。
		5	内部統制システム構築の状況を、整備・運用の観点から内部監査
			室と連携して評価することを通じて監督機能を果たします。
助言機能	相当性視点か	1	適法性が論点とならないような事案において、非業務執行という
①※	らの経営参画		立場とは一線を画し、各社外取締役の経験・知見・見識に基づき、
			取締役会決議に議決権を行使することを通じて関与し、助言機能
			を果たします。
		2	適法性が論点とならないような個別の事案であっても、社外取締
			役、業務執行取締役の双方は、それぞれ当該事案を取締役会決議
			事項とする取締役会付議権限を持つことを規程に定めておりま
			す。
助言機能	企業価値向上	1	企業価値向上のため、非業務執行という立場とは一線を画し、社
2*	のための経営		外取締役、業務執行取締役の双方が協働して戦略立案を行い、業
	参画		務執行取締役の遂行の支援を行います。
		2	業務執行取締役とともに投資家とのエンゲージメントの強化を
			行います。



4. 取締役会機能マトリックス (取締役に求める資質)

序章2に示した取締役会の体制をより有効なものにするために、当社では、選任する取締役について 厳選する必要があると考えています。当社は、末尾の添付資料に示したとおり、当社取締役会全体で必 要とする機能を「取締役会機能マトリックス」としてまとめ、機能の種類を大きく3つに分類し、それ ぞれ「機能分類1 (社外取締役選任要件):監督機能を果たすための適性 (スキル、経験値等)」、「機能 分類2 (社外取締役選任要件):企業価値向上に資する機能 (スキル、経験値等)」「機能分類3 (執行を 含む取締役選任要件):企業価値向上に資する機能 (スキル、経験値等)」と整理し、社外取締役の起用 要件として「機能分類1 (社外取締役選任要件):監督機能を果たすための適性 (スキル、経験値等)」、 「機能分類2 (社外取締役選任要件):企業価値向上に資する機能 (スキル、経験値等)」、 「機能分類2 (社外取締役選任要件):企業価値向上に資する機能 (スキル、経験値等)」を必要条件と 位置づける考え方を採用しています。

さらに、社内業務執行取締役は、「機能分類3 (執行を含む取締役選任要件):企業価値向上に資する機能(スキル、経験値等)」を起用要件としており、取締役個々人の能力や経験等を本マトリックスに準じて評価し、取締役会全体としてこれらの機能すべてが充足される体制を追求しています。

社内業務執行取締役は、そのバックグラウンド、経験、知識など一定の共通項を有することは、前述の前提①~③で示した当社の現在のステージに鑑みるに必然と考えられる一方で、取締役会の多様性や監督機能を充実させるためには、社外取締役それぞれの知識や経験が偏ることなく、当社取締役会全体として求める機能を補完し均整のとれた体制の構築に努めるとともに、新たな取締役候補者を選定する際には、重要な検討材料として活用してゆくことが重要であると考えています。

<取締役会機能マトリックス骨子>

機能分類1 (社外取締役選任要件):監督機能を果たすための適性 (スキル、経験値等)

- ① コーポレートガバナンス・リスクマネジメントに関する事項(6項目)
- ② コンプライアンスに関する事項(6項目)

機能分類2 (社外取締役選任要件):企業価値向上に資する機能(スキル、経験値等)

- ① 企業経営に関する経験値・ノウハウに関する事項(4項目)
- ② 企業・事業に対する投資に関する経験値・ノウハウに関する事項(4項目) ※Board3.0対象項目
- ③ 人材政策、資金調達に関する経験値・ノウハウに関する事項 (3項目)

機能分類3 (執行を含む取締役選任要件):企業価値向上に資する機能(スキル、経験値等)

企業のサステナビリティ・ESG 投資、 SDGs、TCFD 等に対する見識

DX 戦略、AI 等に関する知見

デジタルを含むマーケティング戦略に関する知見

不動産ビジネスに関する実績・経験・見識

富裕層ビジネスに関する実績・経験・見識



その他のビジネスに関する実績・経験・見識

組織マネジメントに関する実績・経験・見識

グローバルビジネスネットワーク

5. 資本政策と資本コストの考え方

(1) 当社グループの目指す規模感を示すガイダンスと資本政策の考え方

当社グループは、成長過程で必要と考えられる施策の実行を通じて、通過点としての規模感(イメージ)をガイダンスとして公表しております。また、現在の経常的な事業活動を通じて獲得される期間損益を踏まえると、そのガイダンスを目指す過程において、スピード感を備えた経営資源の拡充という観点で、エクイティによる資金の調達や M&A といった資本政策は有力な選択肢の一つと考えております。これらは、新規事業を含む新たなコアビジネスの確立並びに資本提携や M&A、従来からのコア事業において必要となる一定の自己資金の手当て等に充当されることを主な目的とする資金であります。

(2) 資本コストについての考え方

加重平均資本コストを引き下げる観点からは、社債に代表される負債性資金の調達が有効と判断しておりますが、一方で投資適格となりうる格付けの取得には、一定の純資産額、時価総額が前提となるところであり、ガイダンスで示した規模感はその最低目安と当社では想定しております。

株主資本コストについては、自社で算定し把握に努める一方で、開示についての必要性は認めておりません。一方加重平均資本コストについては、2021年5月13日公表の「第1次中期経営計画(2021年12月期~2023年12月期)」の基本方針の1つ、「超過利潤を創出する経営」「時価総額の向上」を実現するため、一定の前提(株主資本コスト8%、有利子負債コスト1.5%、税率35%)をおきつつ開示しております。

長期的な企業経営の観点からは、ガイダンスで示した規模感へ至る成長過程において資金需要に応じて、柔軟にエクイティ・ファイナンスの検討、実施を必要とすることがあり、加重平均資本コストは一定ではありません。当社グループが投資家や株主の皆様の期待に応えるためには、中長期的な成長の実現が最も重要であると認識し、進捗を明瞭に開示し、当社への投資に際して期待できる収益の検討材料を提供してまいります。

<当社グループの目指す規模感(ガイダンス)>

	目安値
連結純資産	250 億円
連結社員数	200 名
時価総額	350~400 億円

※ガイダンスの実現スケジュールに時間軸は置かないものとしております。



6. ガバナンスの体制について

当社では、序章2の前提①から③の変化に応じて、CG コードの趣旨に鑑み、当社のコーポレートガバナンス体制を変更してゆく必要があるものと考えています。今後、成長過程で必要と考えられる施策により、序章2の前提①から③が変化する要素として、次の5つの事象が想定されます。

(1) 資本政策(資金調達)

株主と経営者の利害一致に影響(前提②が変化)

(2) 時価総額の拡大

機関投資家の投資対象化に伴う、その投資基準に適合するためのガバナンス体制強化の必要性 (前提①②が変化)

(3) 取引量の拡大、売上規模の拡大 業務執行の細部までのケアが困難(前提③が変化)

(4) 組織の拡大、人員の増加

業務執行の細部までのケアが困難(前提③が変化)

(5) 新規事業 (新たなコア事業を含む) の創出、ビジネスラインの多様化 業務執行の細部までのケアが困難 (前提①③が変化)

なお、当社グループの目指す規模感(ガイダンス)を目指す過程で、取締役会の在り方を含め、適切なガバナンス体制を構築してゆく方針です。これは、序章2の前提①に示した当社取締役会が行うリスクテイクの姿勢が変わるものではなく、健全なリスクテイクを支えるためにガバナンス体制を変化させることが必要不可欠であるとの考えに基づくものです。

7. 政策保有株式について

当社は、当社の現在のステージ、また当社の規模感を考えたときに、「業務提携」「資本提携」「M&A」は、成長戦略の一つと考えており、その一環で政策保有株式を持つことは有力な手段の一つであると考えております。

当社が政策保有株式を持つに際しては、目的、手段を熟慮し、社内意思決定のプロセスを経て、案件 ごとに判断していくものとします。

当社の政策保有株式(他社株式を保有すること全般を指し、また上場株式に限りません)については、 投資の主目的に応じて、以下の2つの類型のいずれかに該当するものであると考えております。

投資類型	呼称	主目的
コーポレート・ベンチャー	CVC型	①将来のビジネスチャンス、シナジー効果の醸成・深
キャピタル型		化に向けて布石を打つことを主目的とするもの。
		②将来のイノベーションの探索を目的とするもの。
ベンチャーキャピタル型	VC型	資金拠出者(投資家)としての投資リターンの拡大化・
		極大化を主目的とするもの。

当社が政策保有株式を持つ際の意思決定プロセスは、慎重かつ合理的である必要があり、一例として 以下のようなプロセスに則り判断をいたします。なお、個別事案の事情により検証、検討事項が異なり



ます。

(政策保有株式を持つ際の意思決定プロセスの一例)

- ①主目的に則して投資分類を判定し、期待する投資効果を明確にする
- ②類型や規模などにより、あらかじめ定めた社内決定プロセスを通じて、投資の合理性・妥当性の検討及び検証を実施する

なお、すべての政策保有株式の意思決定は、株主共同の利益を損なわないことを前提として、説明責任を充足させるために取締役会に報告するものとしています。

8. 役員報酬について

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、特に断らない限り同じ。)の役員報酬の決定は、独立社外取締役を過半数とした CG 委員会の審議プロセスを経ることで、取締役会の機能の客観性と説明責任を強化しております。

<役員報酬等の額の決定方針>

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定の方針を、委員の過半数を独立社外取締役で構成するCG委員会の答申を尊重すること条件に、代表取締役社長CEOに各取締役の個人別報酬の決定を委任しております。

<決定方針の概要>

当社は、取締役の役員報酬の金額の妥当性を重視するほか、固定報酬と業績連動報酬の割合の妥当性も重視します。

当社の役員報酬は以下のとおり、固定報酬と業績連動報酬に区分し、固定報酬が月額の定期報酬であるのに対し、業績連動報酬は、短期業績連動報酬(単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与)と長期業績連動報酬(長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬)としております。

その割合は、④の役員報酬の決定プロセスのⅡ外部専門家によるレクチャーを経て、 役位や職 責、単年度利益計画の達成状況、将来の企業価値向上への貢献等を勘案して決定いたします。

なお社外取締役については、その職責に照らして、固定報酬のみを付与することとし、また、 長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与いたしません。

①役員報酬等の区分

(i) 固定報酬(月額定期報酬)

【考慮要素】基本報酬。役位、職責に応じて④の役員報酬の決定プロセスを経て決定します。

(ii) 短期業績連動報酬(単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与)

【考慮要素】役位、職責に応じて④の役員報酬の決定プロセスを経て決定します。また、 取締役会で定める単年度利益計画の達成、未達成を目安に支給、不支給を決 定します。

(iii) 長期業績連動報酬(長期企業価値連動報酬。将来の企業価値向上に連動する役員株式報酬)



【考慮要素】以下の付与条件を満たした取締役について、将来の企業価値向上への貢献を 勘案し、役位に応じて、以下の算定方法に基づき、④の役員報酬の決定プロ セスを経て決定します。また、取締役会で定める単年度利益計画、次期計画 及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給、不支給を 決定します。ただし、長期業績連動報酬は国外居住者である取締役には付与 しません。以下、長期業績連動報酬の対象となる取締役を「長期業績連動報 酬対象取締役」といいます。

【算定方法】

毎年3月の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額(長期業績連動報酬対象取締役の取締役及び一定条件を満たした当社子会社(以下「対象子会社」という。)の代表取締役(以下総称して「全長期業績連動報酬対象取締役等」という。)が、本株式報酬制度のために設定された信託から交付等を受けることができる当社株式等(③に定義される。以下同じ。)の数を算定する基礎となる金額)に、各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率(※1)を乗じて、各長期業績連動報酬対象取締役に配分する交付株式数算定基礎額を算定した上で、以下の算定式に従って交付等を行う当社株式等の数を算定します。

(交付等を行う当社株式等の算定式)

(各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額-換価処分金相当額(※2)) ÷ 基準株価(※3)

※1 各長期業績連動報酬対象取締役の配分比率は、下表に定める各長期業績連動報酬対象取締役の役位ウェイトを全長期業績連動報酬対象取締役等の役位ウェイト合計で除することによって算出されます。なお、当社の取締役及び対象子会社の代表取締役を兼務している者については、役位ウェイトの高い方の数字を用いて算出します。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	20
使用人兼務取締役	12
その他の取締役	15
対象子会社の代表取締役	12

- ※2 各長期業績連動報酬対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額を12月1日 (同日が営業日でない場合には翌営業日)の東京証券取引所における当社株式の 普通取引の終値で除して算出される値の50%(単元未満株式は切り捨て)に相当 する当社株式数を株式市場で売却した際の売却代金
- ※3 12月末日(同日が営業日でない場合には直前の営業日)の東京証券取引所におけ



る当社株式の普通取引の終値

(付与条件)

長期業績連動報酬対象取締役は、信託期間中の毎年1月に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記により算定される株数の当社株式等について、信託から交付等を受けることができるものとします。また、長期業績連動報酬対象取締役に交付される当社株式について、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間(譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間)が設定されます。さらに、当社の取締役会において、当社の取締役会で定める単年度利益計画、次期計画及び中期経営計画の達成、未達成ないしその見通しを目安に支給・不支給が決定されます。

- ア) 信託期間中の毎年 12 月 31 日に取締役等であること(信託期間中に新たに取締役となった者を含む。)
- イ) 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ウ) 取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

②固定報酬·短期業績連動報酬

固定報酬及び短期業績連動報酬は金銭報酬となります。

固定報酬及び短期業績連動報酬を合わせた取締役の年額の金銭報酬額の上限については、株主総会決議により、承認を得るものといたします。

このうち、固定報酬については、① (i) の考慮要素を考慮し、④の役員報酬の決定プロセスを 経てその金額を定めるものとし、毎月支給することといたします。

また、短期業績連動報酬については、①(ii)の考慮要素を考慮し、④の役員報酬の決定プロセスを経てその金額を定めるものとし、毎年1月(ii)、取締役会で決議された場合)に支給することといたします。

③長期業績連動報酬

長期業績連動報酬は株式報酬とし、株主総会決議に従い、当社株式及び当社株式の換価処分金相 当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付及び給付(以下「交付等」という。)を行うも のとします。

長期業績連動報酬対象取締役の年額の株式報酬額の上限及び交付株式数の上限等について、株主 総会決議により、承認を得るものといたします。

長期業績連動報酬は、① (iii) の考慮要素を考慮し、① (iii) の算定方法及び付与条件に基づいて、④の役員報酬の決定プロセスを経て定めた数の当社株式等を、毎年1月に交付等することといたします。

④役員報酬の決定プロセス

役員報酬の妥当性の確保のため、以下のプロセスにて役員報酬等を決定いたします。

I 取締役会は、CG 委員会の答申を尊重することを条件に、代表取締役社長 CEO に各取締役の役員報酬の決定を委任する決議。



Ⅱ 外部専門家(マーサージャパン株式会社)は、以下について CG 委員会へ情報提供を行う。

i:近時の取締役報酬トレンド

ii: 当社取締役報酬ポリシーについての講評

iii: 当社取締役報酬決定プロセスについての講評

iv:過年度の当社取締役報酬水準・ミックスについての講評

v: 当該年度の当社取締役報酬水準案・ミックスについての講評

Ⅲ CG 委員会は、取締役会からの諮問に基づき、Ⅱの定めによる情報提供を受けた上で、各取締役の役員報酬の案について審議を行い、各取締役の役員報酬の原案を決議する。ただし、取締役でない委員は当該決議に参加しない。

IV CG 委員会は代表取締役社長 CEO へ決議を報告。

V 代表取締役社長 CEO は、CG 委員会の答申を尊重して各取締役の役員報酬を決定し、取締役会へ 決定報告。

9. サステナビリティへの取組みについて

当社は、グループの事業活動を通じて持続的に社会価値と経済価値を生み出すことにより、持続的に 企業価値を向上し、持続可能な社会の発展への貢献を目指すことを目的として、2021 年 10 月にサステ ナビリティ委員会を設置いたしました。

サステナビリティ委員会は代表取締役社長 CEO を委員長とし、サステナビリティ担当役員、当社グループの取締役及び執行役員と、委員長が指名するメンバーにより構成されています。

当社の事業の大きな柱の一つは、資源の有効活用につながる不動産の再生に関する事業であるため、 当該事業を真摯に継続させ、わが国の経済発展に貢献すること自体が、社会・環境問題をはじめとする サステナビリティへの取組みであると言えます。また個別具体的なケースとしては以下が挙げられま す。

(1) 事業活動

①安全安心な賃貸住宅・オフィスの提供

当社グループが投資用の不動産を提供することは、市場に居住用賃貸住宅とオフィスを提供することでもあります。当社グループが適法で安全安心かつ、快適な住居スペースと、経済活動の拠点となるオフィスを、適正な賃料で市場に提供することは持続可能な都市づくりの一助となるものと考えております。

②環境に配慮した商品づくりの取組み

商品づくりにおいては、商品となる賃貸住宅・オフィスに、太陽光発電の導入、再生建材の活用などを積極的に取り組んでいる他、開発物件については、環境性能評価・認証(①CASBEE 不動産評価認証、②BELS 評価(建築物省エネルギー性能表示制度)、③DBJ Green Building 認証)の取得を念頭に事業推進をしております。事例として、福岡大名プロジェクト(2022 年 5 月竣工予定)において格付投資情報センター(R & I)より第三者評価を取得し、グリーンローン借入にてプロジェクトを進めております。今後も環境に配慮した検討を進めてまいります。



③多様な投資商品の提供

当社グループが提供している商品は国内外の不動産や金融商品を中心とした投資商品であります。これは近年わが国で推し進められている「貯蓄から投資へ」の流れに沿うものであり、当社は個人富裕層や、事業法人に提供する投資商品を通じて、日本の経済成長や社会の活性化に貢献してまいりたいと考えております。近年は、不動産の小口化商品の普及や、デジタル証券の普及により投資者層が厚くなってきております。当社も新しい投資商品の取り組みを進め、投資商品の提供を続けてまいりたいと考えております。

④スタートアップ企業の支援

2018 年 6 月から 2 年間にわたり自社開発オフィスビル AD-0 渋谷道玄坂の一部フロアを、将来有望なベンチャー企業に優先的に活用してもらうというシェアオフィス運用を実施いたしました。シェアオフィス運用を通じて、当社が入居企業とのコラボレーションを図ることを狙いとしていますが、オフィスを提供することでスタートアップ企業を支援するという意味合いも持っています。また、CVC 事業を通じ、ベンチャー企業への投資、事業提携を行っております。投資、事業提携を通じて、ベンチャー企業を支援していくことは、当社にとっても将来のビジネスチャンス、シナジー効果の醸成・深化に向けての布石、そして知の探索、イノベーションを促進することに繋がっております。

(2)経営の考え方

①雇用の多様性

当社グループは、性別や国籍、年齢に拘らず、経験、能力、多様な視点や価値観を有する従業員が活躍できる職場づくりに積極的に取り組んでおります。また同時に、時短勤務やパートタイマーなど、働く人たちの事情に応じた就業形態の多様化を図り、ライフスタイルに合わせた働きやすい環境整備を進め、就業の門戸を広げるよう努めております。その結果、当社は新卒入社のみならず、様々な企業での知見、経験を持つ、シニア層の雇用も積極的に行っております。

②健康経営

当社グループは健康宣言に基づく健康経営を行っております。

- 当社グループ健康宣言-

「社員の健康は、私たちがしなやかに変化し独創の価値を生み出すための、大切な源(みなもと)です。社員は、一個人として、また、家族、コミュニティ、会社組織、社会の一員として、それぞれの健康を守り高める権利と責務を、それぞれが有しています。会社は、そのことを尊重し、制度や風土を通じてできる限りの支援を約束すると同時に、社員がそれに応えることを要望します。」

当社グループでは当社グループ役職員のすべてに対する健康支援、アスリートのサポートや支援、定期的な社内スポーツイベントを通じ、役職員のアクティブなライフスタイルと精神的な安定を維持する環境を醸成しています。



【本章】コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の考え方と現状

序章に示した前提及び方針をもとに、当社の各基本原則に対する考え方を示した上で、現時点における各原則及び補充原則への対応状況 (Comply or Explain) を以下のとおりまとめております。

Explain の項目については、その理由を説明しており、Comply の項目につきましても、当社の具体的な取組みについて説明すべき事項については記述しております。

また、本章において、当社における「経営陣」「経営陣幹部」を次のとおり定義し用いております。

「経営陣」: 業務執行取締役、執行役員及びそれと同等クラス以上の職員

「経営陣幹部」:業務執行取締役のうち、一定の基準を満たした取締役

(当社では、社長、副社長、CFO 等の役付取締役が該当し、総称して経営役員という)

なお表中をブルー で色づけしている箇所は、東京証券取引所より開示を義務付けられている項目、グリーン で色付けしている箇所は、プライム市場向けの開示項目です。

基本原則1 (Comply 14:Explain 4)

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に 行使することができる環境の整備を行うべきである。また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保す べきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質 的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、透明性、公平性、継続性を基本に、株主・投資家の皆様に対する適時、的確な情報提供に努めることを情報開示の基本方針としております。具体的には、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に加えて、当社に対する理解促進に有効と思われる情報などについてもできる限り積極的な情報開示に努めるほか、すべての株主の皆様が公平に権利を行使できるよう配慮するなど、株主の皆様をはじめとする投資者の方々が適切に投資判断を行える環境整備に努めてまいります。

原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則1-1 (株主の権利の確 保)	上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。	•		-
補充原則1-1①	取締役会は、株主総会において可決 には至ったものの相当数の反対票が 投じられた会社提案議案があったと 認めるときは、反対の理由や反対票 が多くなった原因の分析を行い、株 主との対話その他の対応の要否につ いて検討を行うべきである。	•		当社では、議決権行使数の20%を超える反対票が投じられた場合には、その原因を分析するほか、対応の要否などにつき、取締役会で検討する旨を取締役会規程に定めております。また、必要に応じて、原因の分析結果を踏まえた将来の取組方針などについて、株主の皆様に説明してまいります。
補充原則1-1②	上場会社は、株主総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバ	•		当社では、序章6に記載のとおり、ガ バナンス体制を当社の成長や資本構成 の変化にあわせ、段階的に適切な体制 に変えてゆく方針です。この方針に則



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
	ナンスに関する役割・責務を十分に 果たし得るような体制が整っている か否かを考慮すべきである。他方で、 上場会社において、そうした体制が しっかりと整っていると判断する場 合には、上記の提案を行うことが、経 営判断の機動性・専門性の確保の観 点から望ましい場合があることを考			し、序章2に記載のとおり、経営上の 意思決定に関わる事項については、経 営役員会及び取締役会の審議を経るも のとしており、各機関においては、委 任する事項や重きを置くべき議論の焦 点を明確化し、経営判断の機動性・専 門性を確保するよう努めております。
補充原則1-1③	應に入れるべきである。 上場会社は、株主の権利の重要性を 踏まえ、その権利行使を事実上妨げ ることのないよう配慮すべきであ る。とりわけ、少数株主にも認められ ている上場会社及びその役員に対す る特別な権利(違法行為の差止めや 代表訴訟提起に係る権利等)につい ては、その権利行使の確保に課題や 懸念が生じやすい面があることか ら、十分に配慮を行うべきである。	•		_
原則1-2 (株主総会におけ る権利行使)	上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。	•		-
補充原則1-2①	上場会社は、株主総会において株主 が適切な判断を行うことに資すると 考えられる情報については、必要に 応じ適確に提供すべきである。	•		-
補充原則 1 — 2 ②	上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。	•		_
補充原則1-2③	上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。		•	当社は、総会開催の準備日数、法定の開催期限、適切な総会会場の確保等の観点から、総会開催日を設定いたします。このため、適切な総会会場の確保等の事情から、いわゆる集中日に開催する場合もあります。ただし、この場合にあっても、招集通知の早期発送・電子的公表といった他の原則で求められる事項に関する対応を行うことにより、株主総会関連の日程を全体として適切に設定するようにいたします。
補充原則1-2④	上場会社は、自社の株主における機 関投資家や海外投資家の比率等も踏 まえ、議決権行使の電子行使を可能	•		当社では議決権電子行使プラットフォームを利用しており、機関投資家や海外投資家との対話、電子行使が可能と



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
	とするための環境作り(議決権電子 行使プラットフォームの利用等)や 招集通知の英訳を進めるべきであ る。 特に、プライム市場上場会社は、少な くとも機関投資家向けに議決権電子 行使プラットフォームを利用可能と すべきである。			なるようにしております。また、招集 通知ほか、重要な継続開示書類などの 英文開示を進めてまいります。
補充原則 1 — 2 ⑤	信託銀行等の名義で株式を保有する 機関投資家等が、株主総会において、 信託銀行等に代わって自ら議決権行 使の行使等を行うことをあらかじめ 希望する場合に対応するため、上場 会社は、信託銀行等と協議しつつ検 討を行うべきである。		•	現在の当社の株主構成では信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が少ないという現状を踏まえて実施しておりません。今後の株主構成の変化に応じて検討を進めてまいります。
原則1-3 (資本政策の具体 的な方針)	上場会社は、資本政策の動向が株主 の利益に重要な影響を与え得ること を踏まえ、資本政策の基本的な方針 について説明を行うべきである。	•		序章5に記載のとおり、当社は、資本 政策の考え方を示しております。
原則1-4 (政策保有株式)	上場会社が政策保有株式として上場 株式を保有する場合には、政策保有 株式の縮減に関する方針・考え方な ど、政策保有に関する方針を開示す べきである。また、毎年、取締役会で、 個別の政策保有株式について、保有 目的が適切か、保有に伴う便益やリ スクが資本コストに見合っている 等を具体的に精査し、保有の適否を 検証するとともに、そうした検証の 内容について開示すべきである。 上場会社は、政策保有株式に係る議 決権の行使について、適切な対応を 確保するための具体的な基準を策 定・開示し、その基準に沿った対応を 行うべきである。		•	序章7に記載のとおり、政策保有株式についての考え方を示しております。ただし、政策保有株式についての意思決定プロセスの具体的な方針や開示方針について一律に定めているものではないため、本原則はExplainとしております。 (政策保有株式の考え方 序章7) 当社は、当社の現在のステージ、また当社の規模感を考えたときに、「業務提携」「Y&A」は、成長戦略の一つと考えており、その一環で政策保有株式を持つことは有力な手段の一つであると考えております。 当社が政策保有株式を持つに際しては、
補充原則1-4①	上場会社は、自社の株式を政策保有 株式として保有している会社(政策 保有株主)からその株式の売却等の 意向が示された場合には、取引の縮 減を示唆することなどにより、売却 等を妨げるべきではない。		•	目的、手段を熟慮し、社内意思決定のプロセスを経て、案件ごとに判断していくものとします。 当社の政策保有株式(他社株式を保有すること全般を指し、また上場株式に限りません)については、投資の主目的に応じて、以下の2つの類型のいずれかに該当するものであると考えております。 投資類型 呼



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
				つことを主 目的とする もの。 ②将来のイノ ベアニックを が、でででででである。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
				当社が政策保有株式を持つ際の意思決定プロセスは、慎重かつ合理的である必要があり、一例として以下のようなプロセスに則り判断をいたします。なお、個別事案の事情により検証、検討事項が異なります。 (政策保有株式を持つ際の意思決定プロセスの一例) ①主目的に則して投資分類を判定し、期待する投資効果を明確にする②類型や規模などにより、あらかじめ定めた社内決定プロセスを通じて、投資の合理性・妥当性の検討及び検証を実施するなお、すべての政策保有株式の意思決定は、株主共同の利益を損なわないことを前提として、説明責任を充足させるために取締役会に報告するものとしています。
補充原則1-4②	上場会社は、政策保有株主との間で、 取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や 株主共同の利益を害するような取引 を行うべきではない。	•		前述のとおり、政策保有株式の意思決定 は、株主共同の利益を損なわないことを 前提として、説明責任を充足させるため に取締役会に報告するものとしていま す。
原則1-5 (いわゆる買収防 衛策)	買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。	•		当社が採用している大規模買付ルールは、直接、買収防衛の効果をもたらす設計ではなく、その是非を株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保を目的としたものであります。このようなルールを備えておくことは、大規模買付者以外の株主の皆様に等しく情報を共有し透明化することで、株主の皆様の権利を平等に確保することとなるため、本原則の趣旨に則したものであり、また、取締役会として当然の責務であると考えておりま



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
				す。したがって、大規模買付ルールを 備えておくことは基本原則4に定めら れる「取締役会の責務」に準じたもの であるとも認識しております。
補充原則 1-5①	上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方(対抗提案があればその内容を含む)を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。	•		-
原則1-6 (株主の利益を害 する可能性のある 資本政策)	支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。	•		序章2に記載のとおり、当社は、利益相反が問題となりうる資本政策を行う場合に適正な手続を確保することが重要な課題であることを認識しており、その実施に際しては、社外取締役の意見を重視するなど、必要性・合理性を精査し、株主の皆様への十分な説明を行ってまいります。また、当該資本政策が決議され、開示を行う場合には、実施の目的に加え、検討のプロセスや手続きの適正性などにつき、監督の立場にある社外取締役の発言要旨を開示文書に記述するなど、十分に説明責任を果たせるよう努めてまいります。
原則1-7 (関連当事者間の 取引)	上場会社がその役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視(取引の承認を含む)を行うべきである。	•		序章2に記載のとおり、関連当事者間 取引は、当社の現在の資本構成に鑑み た場合、リスクになり得ると認識して おります。そのため、リスク回避を目 的として、当該取引についての監督機 能をより強固なものとし、取締役会に おいて厳しく審議したうえで承認する か否かを判断するほか、決議が不要な 取引についても、取締役が利害関係を 有しうる場合には取締役会に報告する ものとしております。 また、社外取締役には、これら取引の 重点的な監督を役割として課しており (適法性視点からの歯止め)、取締役会 での審議や報告を通じて、社外取締役 による牽制機能が果たされる仕組みを 採用しております。



基本原則 2 (Comply 9:Explain 0)

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、当社を取り巻くステークホルダーとの適切な協働を通じることによって、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出が実現されるものと認識しております。そのため、当社はこれらのステークホルダーの権利や立場、健全な事業活動を尊重することを約するため、序章1に示したとおり、その趣旨を込めた経営理念を定めております。また、取締役会・経営陣は社内の意識統一、企業文化・風土の醸成に努めております。

原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則2-1 (中長期的な企業 価値向上の基礎と なる経営理念の策 定)	上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。	•		当社は、社会的な責任や様々なステークホルダーへの価値創造などについての当社の考え方を踏まえ、序章1に記載のとおり、経営理念を策定しております。
原則2-2 (会社の行動準則 の策定・実践)	上場会社は、ステークホルダーとの 適切な協働やその利益の尊重、健全 な事業活動倫理などについて、会社 としての価値観を示しその構成員 が従うべき行動準則を定め、実践す べきである。取締役会は、行動準則 の策定・改訂の責務を担い、これが 国内外の事業活動の第一線にまで 広く浸透し、遵守されるようにすべ きである。	•		当社は、序章1に記載の経営理念に 則し、役員・従業員が従うべき「企 業行動憲章」を定めております。 この企業行動憲章は、e-learningの 実施などにより、全役職員の意識の 醸成を図っております。遵守状況は 年1回報告事項として報告され、当 該遵守状況を踏まえて、必要に応じ た対応を講じることができるよう努 めております。
補充原則2-2①	取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。	•		
原則2-3 (社会・環境問題を はじめとするサステナ ビリティを巡る課題)	上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。	•		当社のサステナビリティに対する取組みについては、序章9に記載の通りです。 当社の事業の大きな柱の一つは、資源の有効活用につながる不動産の再



# 表際期2 − 3 ① 収縮軽なに、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の導品(使業 質の健康・労働環境への必由。 製力先との公正・適正な別別、自然な留等へのを検管理など、サステンピリティを高る課題への対応は、リスクの減少のみならず改革解析にあるとお離し、中長期的な企業経済に関極的・能動的に取り組むよう検討を係めるべきである。 「17 平表に対している。 18 では、サステンピリティを高る課題への対応は、リスクの減少のみならずな必ながなりにおい、これらの課題に関極的・能動的に取り組むよう検討を係めるべきである。 「27 年表に対して、サステンピリティを高の課題」を発達して、サステンピリティを高の課題と関係を発した。 18 世界の一人の規模用のの場合を発した。 18 世界の一人の規模用のの場合を発した。 18 世界の一人の規模用の場合を表した。 18 世界の一人の場合などのスペースと、経過正な解析で申却に対応であるとおん。 18 世界の一人の場合などのスペースを、適正な解析で申却に対応である。 18 世界の一人の場合などのスペースを、適正な解析で申却に対応できまった。 18 世界の一人の場合を開始となる。 18 世界の一人の場合を表した。 18 世界の一人の場合を表した。 18 世界のでよりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
11 mm		取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組		Expidii	生に関するたかが、ステスと、 当該事業に であるたった であるなった できせん あんしい でいま である としま である できま できま としま である できま できま としま できま できま としま できま できま としま できま できま できま できま できま できま できま できま できま でき



		,
		で、て用フ企こィッいを事事業と、けべっと、関連など、対がっといれて、、権で尊さ時をグのリな役人で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
	 	る環境を醸成しています。



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
				なお当社グループは、事業活動を通じて持続的に社会価値と経済価値を 生み出すことにより、持続的に企業 価値を向上し、持続可能な社会の発展への貢献を目指すことを目的として、2021年10月1日付けでサステナビリティ委員会を設置いたしました。代表取締役社長CEOを委員長とし、サステナビリティ担当役員、当社グループの取締役及び執行役員と、委員長が指名するメンバーにより構成されています。
原則2-4 (女性の活躍促進 を含む社内の多様 性の確保)	上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。	•		前述のとおり当社グループの従業員は、性別、国籍に関わらず、経験、能力、多様な視点や価値観を有する社員が活躍できる職場づくりに積極的に取り組んでおります。同時に、時短勤務やパートタイマーなど就業形態の多様化を図っており、男女を問わず、ライフスタイルに合わせた働きやすい環境整備を進め、就業の門戸を広げるよう努めております。
補充原則2-4①	上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。			当社グループは、「プロアクティブに、 目標に向かってコンピテンシーを発揮し、プロフェッショナルであり続ける人材」の採用・登用を人事ポリシーとし、中途採用者、女性、外国籍にかかわらず、多様な資質、能力、超性を持つ人材の活用を強みとしております。 当社グループの全従業員のうち中途採用者の割合は約77%、全管理職のうち中途採用者の割合は約98%、またすべての取締役、経営陣が中途入社であります。 当社グループの男女比率が約2:1の中、女性管理職が全管理職に占める割合は約20%となっております。外国籍の従業員は全従業員の約3%であります(2021年11月末現在)。 当社グループは、今後も女性・外国人・中途採用者にかかわらず多様な資質、能力、適性を最重要視していくは、政府が第5次男女共同参画基本計画に掲げる目標値30%を念頭におきながら進めていきます。



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則 2 — 5 (内部通報)	上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、 違法または不適切な行為・情報開示 に関する情報や真摯な疑念を伝え ることができるよう、また、伝えら れた情報や疑念が客観的に検証さ れ適切に活用されるよう、内部通報 に係る適切な体制整備を行うべき である。取締役会は、こうした体制 整備を実現する責務を負うととも に、その運用状況を監督すべきである。。	•		当社では、内部通報規程を定め、通報窓口を外部弁護士事務所に設けています。内部通報があった場合には、コンプライアンス・オフィサーの指揮のもと、調査チームが設置され、直ちに事実関係の調査を行うものとしております。その結果については、代表取締役社長または取締役会に報告する流れになっておりますが、毎年1月から12月までの1年間の内部通報状況、その是正状況などは、1月の取締役会の報告事項としており、取締役会が当社の内部通報
補充原則 2 - 5 ①	上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置(例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等)を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。	•		制度の運用状況を監督できるように しております。 なお、調査結果報告及び是正結果 は、プライバシーに配慮しつつ、通 報者に通知するものとしており、匿 名の通報も可能であり、通報者は秘 匿され、不利益に取り扱われること のない体制を整備しております。
原則2-6 (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)	上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用(運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む)の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。		_	当社は、当社がアセットオーナーとしての立場で企業年金の積立金の運用に関与する予定はありません。



基本原則3 (Comply 4:Explain 3)

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社では、透明性、公平性、継続性を基本に、株主・投資家の皆様に対し、適時、的確な情報提供に努めることを情報開示の基本方針としております。金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に加えて、当社に対する理解促進に有効と思われる情報(定性情報及び定量情報)につきましても、できる限りの情報開示が必要であるとの認識のもと、分かりやすさを重視したIR資料の作成に取り組むほか、当社 Web サイトを活用するなど積極的な情報開示に努めております。

原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則3-1 (情報開示の充実)	上場会社は、法令に基づく開示を 適切に行うことに加え、会社の意 思決定の透明性・公正性を確保し、 実効的なコーポレートガバ(本コードのないでの観点から、(本水のでいる事項のほか、)以下の事発信を 行うべきである。 (i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画 (ii)本コードの名を経営戦略、経営計画 (ii)本コーポレーポルガバナンスを を路まえた、当本がよりである。 (i)中である。 (i)中である。 (i)中である。 (i)中である。 (ii)本コーポレーポルがが、 を踏また、コーポレーポンス方針と は前の報酬を決定するに当たっての 方針と手続 (iv)取締役会が経営障幹部の選解任と手続 (v)取締役会が上記(iv)と手続 での選解任・指名についての説 明			当社では、本原則の(i)から(v)について以下のとおりです。 (i)当社は、経営理念、経営戦略及び中期経営計画をWebサイトに掲載しております。中期経営計画の策定にあたなどを行った。分析やVRIO分析では、PEST分析やVRIO分析評別の評価では、PEST分析やでは、方針源の評価では、方針の主義した計画を立っては、定量的な経営計画を立った。まます。 (ii) コーポレートガバナンス報告書のより、なります。 (ii) コーポレートガバナンス報告書のより、本「(改計)・コーポレートガイン、報告書のよいないです。 (iii) 当社の取締役報酬(役員報酬等といいおります。 (iii) 当社の取締役報酬(役員報酬等といいおりです。 <役員報酬等の決定のプロセス> ①取締役会は、CG 委員会の代の決定を委任することを条件に、のとおり決定を委任することを条件に、のとおりに、とを条件に、のとおりです。 (iii) 当社の取締では、とを条件に、の決定を委任するに、以供を報酬の決定を委任するに、以供をを書き、は、以供をを制きないいて、は、提供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、以供を報酬がより、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由) iii:当社取締役報酬決定プロセスについての講評 iv:過年度の当社取締役報酬水準・ミックスについての講評 v:当該年度の当社取締役報酬水準率・ミックスについての講評 ③ CG 委員会は、取締役会からの諮問に基づき、②の定めによる情報提供を受けた上で、各取締役の役員報酬の案を決議する。ただし、取締役でない委員は当該決議に参加しない ④ CG 委員会は代表取締役社長 CEOへ決議を報告 ⑤ 代表取締役社長 CEOは、CG 委員会の答申を尊重して各取締役の役員報酬を決定し、取締役会へ決定報告 (iv)及び(v)取締役候補の指名、選任については、取締役に求める役割を決定し、取締役に求める役割を行いては、取締役に求める役割を決定し、取締役候補者を評しております。なお取締役候補の指名、選
				任については CG 委員会による審議を経ることとしております。 <取締役会機能マトリックス骨子> 機能分類1 (社外取締役選任要件): 監督機能を果たすための適性 (スキル、経験値等) ① コーポレートガバナンス・リスクマネジメントに関する事項(6項目) ② コンプライアンスに関する事項(6項目) 機能分類2 (社外取締役選任要件): 企業価値向上に資する機能 (スキル、経験値等) ① 企業経営に関する経験値・ノウハウに関する事項(4項目) ② 企業・事業に対する投資に関する経験値・ノウハウに関する事項(4項目) ※Board3.0 対象項目 ③ 人材政策、資金調達に関する経験値・ノウハウに関する事項(3項目)



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
				機能分類3(執行を含む取締役選任 要件): 企業価値向上に資する機能 (スキル、経験値等) 企業のサステナビリティ・ESG 投資、 SDGs、TCFD 等に対する見識 DX 戦略、AI 等に関する知見 デジタルを含むマーケティング戦略 に関する知見 不動産ビジネスに関する実績・経験・ 見識 富裕層ビジネスに関する実績・経験・ 見識 その他のビジネスに関する実績・経 験・見識 組織マネジメントに関する実績・経 験・見識
補充原則3-1①	上記の情報の開示(法令に基づく開示を含む)に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。		•	取締役の解任について、個々の説明に ついて開示する予定はございません。
補充原則 3 - 1②	上場会社は、自社の株主における 海外投資家等の比率も踏まえ、合 理的な範囲において、英語での情 報の開示・提供を進めるべきであ る。 特に、プライム市場上場会社は、開 示書類のうち必要とされる情報に ついて、英語での開示・提供を行う べきである。	•		開示書類のうち、招集通知ほか、決算 短信及び決算補足資料/IR 説明会資料 などの英文開示を行います。 英文開示は、原則、国内(日本語版) の公表から5営業日後に当社 Web サイトに掲載いたします。
補充原則3-1③	上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進める		•	当社は、サステナビリティ経営方針を 企業行動憲章として以下のように定め ております。 サステナビリティ経営方針 1. 安全で高品質の商品・サービスを 提供し、お客様の満足と信頼を獲 得します。 2. 法令及び諸規則、社会倫理を遵守 し、公正、透明、自由な競争並び に適正な事業活動を行います。 3. 政治、行政との健全かつ正常な関 係を保持します。 4. ステークホルダーとのコミュニケ ーションを行い、企業情報を適時 かつ適切に開示します。 5. 社員の多様性、人格、個性を尊重



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
	べきである。			するとともに、安全と健康の確保、ゆとりと豊かさの実現に努めます。 6. 環境問題に積極的に取り組むとともに、持続可能な社会の実現に寄与します。 7. 社会の一員であることを深く認識し、事業活動を通じた社会貢献を行います。 8. 反社会的勢力とは、一切の関わり合いを持ちません。 当社は2021年10月1日付でサステナビリティ委員会を設立いたしました。今後、当該委員会で、気候変動に係わるリスクが当社の事業活動や収益に与える影響をTCFDで要請される4つの項目「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」を軸に検討し開示をしてまいります。また、人的資本や知的財産への投資等については、当社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ、今後、価値協創ガイダンスのフレームワークに則り開示していく予定です。
原則3-2 (外部会計監査 人)	外部会計監査人及び上場会社は、 外部会計監査人が株主・投資家に 対して責務を負っていることを認 識し、適正な監査の確保に向けて 適切な対応を行うべきである。	•		別り開かしていて了たです。
補充原則3-2①	監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。 (i)外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定 (ii)外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認	•		当社は監査等委員会において (i) (ii) の対応を行なっております。
補充原則3-2②	取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。 (i)高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保 (ii)外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保 (ii)外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保 (iv)外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立	•		-



基本原則4 (Comply 24:Explain 10)

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3)独立した客観的な立場から、経営陣(執行役及びいわゆる執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社(その役割・ 責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる)、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、 いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社では、企業戦略等の方向性を示し、適切にリスクテイクできる環境を備えた取締役会の在り方は、 企業の規模感や成長に合わせ変化していくものであると認識しております。加えて、どのような体制を採 用するとしても、実効性の高い監督を行い、牽制機能を備えることの重要性を認識し、体制整備や機関設 計を行っております。(現取締役会の体制については、序章2及び3に記載しております。)

本基本原則4 (3) に関しては序章2及び3に記載のとおり、「経営」と「執行」を明確に分離していない状況下にある当社において、社外取締役は、その助言機能として議決権を行使する事項・事案を有しており、当該事案においての独立した客観的な立場という観点では、自己監督の性格を有しております。この点、当社は、社外取締役による監督機能の実効性を確保するための体制を整備し運用しているものの、基本原則4 (3) で想定されているスタイルとは一部異なっていることを認識しております。

原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則4-1 (取締役会の役 割・責務(1))	取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。	•		当社取締役会は、経営理念や、中期経営計画の実現に向けた戦略等の議論を活発に行っており、そこで共有された方向性を軸に、経営判断がなされております。
補充原則4-1①	取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。	•		当社取締役会は決議事項を以下の4種のカテゴリーに分類し、それ以外の事項・事案については経営陣に委譲しております。 取締役会決議事項 ①会社法399条の13で規定されている事項 ②適法性視点から社外取締役が指定した事項・個別事案 ③当社取締役会規程で定められている事項 ④相当性視点から監査等委員会、経営役員会により取締役会決議が望ましいと認められた個別事案 当社取締役会は、会社法で規定された



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
				範囲のいわゆる重要な業務執行の決定に加え、取締役会規程や決裁権限一覧に定められた範囲でその他の業務執行をも担います。 また、重要な監督職務として、適法性視点からの歯止めを果たすことを社外取締役に課しており、適法性視点には、コンプライアンス、株主平等原則、手続き、道義性、などを含みますがこれに限られません。 一方、序章2に記載のとおり、取締役会の下位に位置づけられた会議体である経営役員会においては、取締役会に上程する議案すべてについて業務執行及び相互監督の観点から審議を行うほか、経営役員会規程及び決裁権限一覧に定めた範囲の業務執行の決定につい
補充原則4-1②	取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。	•		て、取締役会から委任されています。 当社取締役会は、半期ごとに経営計画 に対する進捗率や達成度について、事 業部門別の分析や各課題の抽出を行う など業績評価を行うことを義務付けて います。その内容については、半期ご との IR 説明会で自己評価及び課題を当 社取締役会の認識として説明すること としております。 また、その分析結果や課題は重要な材 料として、次期以降の経営計画に反映
補充原則4-1③	取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。	•		当社の中期経営計画の策定や新規事業の検討にあたっては、当社経営陣幹部が共有している方向性・ビジョンを経営計画に具体的に落とし込み検証するプロセスにおいて、外部コンサルティングを必要に応じて活用しております。外部コンサルティング機関を活用する目的には、次世代後継者(代表取締役社長CEOを含む取締役候補)に当社独自の経営計画策定プロセスを共有・教育するための研修「ネクスト・マネジメントボード・プロジェクト」を実施すると同時に、当該外部コンサルティング機関に、個人アセスメント評価を行わせることにあります。なお、当社の後継者育成計画は、CG委員会の審議事項であります。
原則4-2 (取締役会の役 割・責務(2))	取締役会は、経営陣幹部による適切 なリスクテイクを支える環境整備を 行うことを主要な役割・責務の一つ と捉え、経営陣からの健全な企業家 精神に基づく提案を歓迎しつつ、説		•	当社取締役会は、序章2に記載のとおり、原則的には業務執行上の意思決定は経営役員会及び業務執行取締役に委任しており、個々の業務執行に関わる事項が取締役会に付議されるのは、監



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
	明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。			査等委員会が取締役会への付議を請求した場合などに限定されております。 また、序章3に記載のとおり、社外取締役は、経営陣に説明責任を求める権限と制度が担保されており、相当性視点からの検証についても、実効性の高い監督は果たせているものと考えております。 しかしながら、「経営」と「執行」を明確に分離していない状況下にある当社において、社外取締役は、その助言機能として議決権を行使する事項・事案を有しており、当該事案においての独立した客観的な立場という観点では、自己監督の性格を有することから、本原則はExplainとしております。
補充原則4-2①	取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬との割合を適切に設定すべきである。			株式報酬制度を導入いたします。 役員、大大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
				定プロセスを経て決定
				します。また、取締役会
				で定める単年度利益計
				画、次期計画及び中期経
				営計画の達成、未達成な
				いしその見通しを目安
				に支給、不支給を決定し
				ます。ただし、長期業績
				連動報酬は国外居住者
				である取締役には付与
				しません。以下、長期業
				績連動報酬の対象とな
				る取締役を「長期業績連
				動報酬対象取締役」とい
				います。
				当社は、長期業績連動報酬として支払
				う、将来の企業価値向上に連動する役員
				株式報酬の全報酬に占める自社株付与
				の割合は、日本取締役協会「経営者報酬
				ガイドライン(第四版)」(2016年10月)
				等で例示されている水準(適切な割合)
				には至っておりません。
				今後、補充原則4-2①の趣旨に鑑み、
				当該水準にまでその割合を上げていく
				ことを検討してまいります。
				(参考)
				当社グループにおける全報酬の自社株
				付与の割合実績
				2015年3月期:25.3%
				2016年3月期:0%
				2017年3月期:26.8%
				2018年3月期:27.2%
				2019年3月期:30.3%
				(※2019年3月期:25.8%)
				2020年3月期:20.7%
				(※2020年3月期:17.8%)
				2020年12月期:0%
				2021年12月期:10.64%
				(※2021年3月期:9.36%) ※割合の管山に用いて「合却啊」に (佐
				※割合の算出に用いる「全報酬」に、使
				用人兼務取締役の使用人報酬分を含めた新老値しなります。
	- 応統犯会は、由自申払れ入業には の			めた参考値となります。 当社は、サステナビリティ経営方針を
補充原則4-2②	取締役会は、中長期的な企業価値の 向上の観点から、自社のサステナビ			
	同上の観点から、自任のサステナと リティを巡る取組みについて基本的			企業行動憲章として以下のように定め ております。
	リナイを巡る取組みについて基本的 な方針を策定すべきである。			したりより。 サステナビリティ経営方針
	また、人的資本・知的財産への投資等			リヘノノこりノイ経呂刀町 1.安全で高品質の商品・サービスを
	の重要性に鑑み、これらをはじめと			提供し、お客様の満足と信頼を獲
	する経営資源の配分や、事業ポート			提供し、PAを保い個定と目標を優得します。
	フォリオに関する戦略の実行が、企			ではり。 2. 法令及び諸規則、社会倫理を遵守
	業の持続的な成長に資するよう、実			し、公正、透明、自由な競争並び
1	素の行続的な成長に買りるよう、美 効的に監督を行うべきである。		I	し、 ムル、 2071、 日田 4 就 于业 U、



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則 4 - 3 (取) (取) (取) (取)	取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に気味を営陣幹部の人事に適切に反映すである。また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。更に、取締役会は、経営陣・の関連当事者と会社と管理すべきである。	СощрТу	•	3. 政保会では、
補充原則4-3①	取締役会は、経営陣幹部の選任や解		•	考えております。 当社取締役会は、取締役の選任・解任
	任について、会社の業績等の評価を 踏まえ、公正かつ透明性の高い手続 に従い、適切に実行すべきである。			について、対象者を以下の点から評価 し、総合的に判断しております。な お、取締役の選任・解任については、 CG 委員会の審議事項としております。



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
				①新任取締役候補の選任 人材マネジメント戦略、人事制度 改革の領域における外部専門家の 面談による次期取締役候補として の適性評価、個人アセスメント評 価の結果から取締役としての資質 を判断 ②取締役の解任 i.業績計画に対する達成度、進 捗度合などの業績数値の評価 ii.必要に応じて、第三者機関に よる個人アセスメント評価結 果から、取締役としての資質 を判断
補充原則4-3②	取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。		•	当社の取締役の選解任については CG 委員会の審議事項としております。ただ、 代表取締役社長 CEO に限定した選解任の 手続は定めておりません。 また、序章2の前提②で述べているよ うに、当社の代表取締役社長 CEO が大
補充原則4-3③	取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。		•	株主であるという現状は、株主と経営者の利害の観点において基本的には一致する状況が形成されていると認識しております。
補充原則4-3④	内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。	•		当社グループの経営リスクを把握する ため、「経営リスク管理委員会」を設置 しております。 経営リスク管理委員会は、リスク・ア セスメントの実施や分析、定期的なだ ジネストラブルの集計、定期的な危機 管理広報部門、内部監査部門との連携 により、当社グループにおける経営リ スクとなり得るものを取締役会で報告 しております。 当社では内部監査部門と、監査等委員 会と密な連携をとりながら、内部統制 の運用状況の監督をする体制が構築さ れております。
原則4-4 (監査役及び監査 役会の役割・責務)	監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果	_	-	-



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
	たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、 能動的・積極的に権限を行使し、取締 役会においてあるいは経営陣に対し て適切に意見を述べるべきである。			
補充原則4-4①	監査役会は、会社法により、その半数 以上を社外監査役とすること及び常 勤の監査役を置くことの双方が求め られていることを踏まえ、その役割・ 責務を十分に果たすとの観点から、 前者に由来する強固な独立性と、後 者が保有する高度な情報収集力とを 有機的に組み合わせて実効性を高め るべきである。また、監査役または監 査役会は、社外取締役が、その独立性 に影響を受けることなく情報収集力 の強化を図ることができるよう、社 外取締役との連携を確保すべきであ る。	-	-	-
原則4-5 (取締役・監査役 等の受託者責任)	上場会社の取締役・監査役及び経営 陣は、それぞれの株主に対する受託 者責任を認識し、ステークホルダー との適切な協働を確保しつつ、会社 や株主共同の利益のために行動すべ きである。	•		株主と経営者の利益が相反する取引、 即ち関連当事者間取引については、原 則4-3に係る当社対応でも述べたよ うに、厳重に審議及び監督を行える仕 組みを採用することでリスクを低減す る運用を行っております。
原則4-6 (経営の監督と執 行)	上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。	•		当社は、独立社外取締役を取締役の3 分の1以上としており、客観的な監督 の実効性を確保しております。
原則4-7 (独立社外取締役 の役割・責務)	上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。 (i)経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと(ii)経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと(iii)会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること(iv)経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること	•		_
原則4-8 (独立社外取締役 の有効な活用)	独立社外取締役は会社の持続的な成 長と中長期的な企業価値の向上に寄 与するように役割・責務を果たすべ	•		当社は、CG コードが例示している独立 社外取締役の割合を3分の1以上担保 するという水準を必要要件として位置



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
	きであり、プライム市場上場会社は そのような資質を十分に備えた独立 社外取締役を少なくとも3分の1 (その他の市場の上場会社において は2名)以上選任すべきである。 また、上記にかかわらず、業種・規模・ 事業特性・機関設計・会社をとりまく 環境等を総合的に勘案して、過半数 の独立社外取締役を選任することが 必要と考えるプライム市場上場会社 (その他の市場の上場会社において は少なくとも3分の1以上の独立社 外取締役を選任することが必要と考 える上場会社)は、十分な人数の独立 社外取締役を選任すべきである。			付けております。現在、当社の独立社外取締役の割合は40%であります。
補充原則4-8①	独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。	•		-
補充原則4-8②	独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。	•		「筆頭独立社外取締役」はおりません が、独立社外取締役と社内業務執行取 締役は、定期的に情報共有や意見交換 の場を設けており、連携については容 易な体制が整備されています。
補充原則4-8③	支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上(プライム市場上場会社においては過半数)選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである	-	-	
原則4-9 (独立社外取締役 の独立性判断基準 及び資質)	取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。	•		当社は金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえた、独立社外取締役を選任しております。また、取締役会の構成メンバーである社内業務執行取締役及び独立社外取締役に求める役割及び資質を「取締役会機能マトリックス」として定めております。 ■取締役会機能マトリックス骨子機能分類1(社外取締役選任要件):監督機能を果たすための適性(スキル、経験値等) ① コーポレートガバナンス・リスクマネジメントに関する事項(6項目)



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則	内容	Comply	Explain	② コンプライアンスに関する事項 (6項目) 機能分類2 (社外取締役選任要件): 企業価値向上に資する機能 (スキル、経験値等) ① 企業経営に関する経験値・ノウハウに関する事項 (4項目) ② 企業・事業に対する投資に関する経験値・ノウハウに関する事項 (4項目) ※Board3.0 対象項目 ③ 人材政策、資金調達に関する経験値・ノウハウに関する事項 (3項目) 機能分類3 (執行を含む取締役選任要件): 企業価値向上に資する機能 (スキル、経験値等) 企業のサステナビリティ・ESG 投資、SDGs、TCFD等に対する見識 DX 戦略、AI 等に関する知見 デジタルを含むマーケティング戦略に関する知見 不動産ビジネスに関する実績・経験・見識 名称層ビジネスに関する実績・経験・見識 名称層ビジネスに関する実績・経験・見識 をの他のビジネスに関する実績・経験・見識 イの他のビジネスに関する実績・経験・見識 との他のビジネスに関する実績・経験・見識 との他のどジネスに関する実績・経験・見識 との他のどジネスに関する実績・経験・見識 との他のどジネスに関する実績・経験・見識 との他のどジネスに関する実績・経験・見識 との他のと、との他のとの他の
原則4-10 (任意の仕組みの 活用)	上場会社は、会社法が定める会社の 機関設計のうち会社の特性に応じて 最も適切な形態を採用するに当た	•		等)」を起用要件としております。マトリックス全体を通じて、独立社外取締役として貢献しうる人物像を明確にし、能力、知見、経験が偏ることなく、当社取締役会全体として求める機能を補完し均整のとれた体制構築に資する人物を候補者として、選定するよう努めております。 当社では、序章2のとおりの機関設計を採用し、原則4-3に係る当社対応に記載のとおり運用しているほか、経



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
	り、必要に応じて任意の仕組みを活 用することにより、統治機能の更な る充実を図るべきである。			営リスク管理委員会を設置し、統治機 能の充実に努めております。
補充原則 4 — 10①	上場会社が監査役会設置会社または 監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に 達していない場合には、経営陣幹部・ 取締役の指名(後継者計画の機能の独立性・客観性を強化を強化を強化を強化を強化を強化を強化を強化を強化を強化を強い、取締ではない。 できるといるではないではないでは、経過である。 により、指名や・報酬をはいるである。 を含め、これらの委員会の過いな関与・助言をイム市場上場を独立、各条 員会をは、プライム市場とを基本とし、名委員会構成の独立性に関する考える。 権限・役割等を開示すべきである。			当社は独立社外取締役会の過半数に違いない。 当社は、独立社外取締役を過半数としたで、委員会を設置し、財務でで、公司を支援を表していり、で、を表して、公司を支援を表して、公司を表して、公司を支援を入口を入口を入口を入口を入口を入口を入口を入口を入口を入口を入口を入口を入口を



in the same of the				State Linda 7 L St. (mm. L.S.
原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則4-11 (取締役会・監査 役会の実効性確保 のための前提条 件)	取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必有には、適切な経験・能力及び必有には、適切な経験・能力及び必有には、適切な経験・能力及び必有には、適切な経験・能力及び必有には、適切な経験・能力及び必有には、適切な経験・能力及び必有には、適切な経験・能力及び必有には、適切な経験・能力及び必有になる。事に関する一分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。			当社では、候補として選任する取締役について厳選する必要があると考えています。 当社取締役会全体で必要とする機能を「取締役会機能マトリックス」としてまとめ、機能の種類を大きく3つに分類しております。 社内業務執行取締役は、そのバックグラウンド、経験、知識など一定の共通項を有することが必然と考えられる一方で、取締役会の実効性や、多様性、監督機能を充実させるためには、取締役それぞれの知識や経験が偏ることなく、取締役会全体として求める機能を補完し均整のとれた体制の構築に努めるとともに、新たな取締役候補者を選定する際には、重要な検討材料として活用してい
補充原則 4 -11①	取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。			■取締役会機能マトリックス骨子機能分類1 (社外取締役選任要件): 監督機能を果たすための適性 (スキル、経験値等) ① コーポレートガバナンス・リスクマネジメントに関する事項 (6項目) ② コンプライアンスに関する事項 (6項目) 機能分類2 (社外取締役選任要件): 企業価値向上に資する機能 (スキル、経験値等) ① 企業経営に関する経験値・ノウハウに関する事項 (4項目) ② 企業・事業に対する投資に関する経験値・ノウハウに関する事項 (4項目) ※Board3.0 対象項目 ③ 人材政策、資金調達に関する経験値・ノウハウに関する事項 (3項目) ※Board3.0 対象項目 ③ 人材政策、資金調達に関する経験値・ノウハウに関する事項 (3項目) 機能分類3 (執行を含む取締役選任要件): 企業価値向上に資する機能 (スキル、経験値等) 企業のサステナビリティ・ESG 投資、SDGs、TCFD等に対する見識 DX 戦略、AI 等に関する知見 デジタルを含むマーケティング戦略に関する知見



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則 補充原則4-11②	大外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合にとどめるにといるであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。	• Comply	Explain	当社対応(方針/理由) 見識 富裕層ビジネスに関する実績・経験・見識 その他のビジネスに関する実績・経験・見識 組織マネジメントに関する実績・経験・見識 グローバルビジネスネットワーク なお、当社の取締役会機能マトリックスは、社外取締役については各取締役のスキルや経験値を、また社内業務執行取締役全体で網羅するスキルや経験値を一覧としています。 当社では、取締役が、他の上場会社の役員を兼任する際には、その兼任状況を株主総会招集通知、有価証券報告を大当社を持生のは、当社を持ちます。 加えて、非上場会社の役員との兼任につきましております。 加えて、非上場会社の役員との兼任につきましても、必要としております。 当社取締役会は、年に1回、以下の評価を参考に、取締役会は、年に1回、以下の評価を参考に、評価いたします。 当社取締役会は、年に1回、以下の評価を参考に、評価に対する達成度、進捗度合等の業績数値の評価 ② 各取締役の自己評価 ③ 人材マネジメント戦略、人事制度改革の領域における外部
原則 4 -12 (取締役会における審議の活性化) 補充原則 4 -12①	取締役会は、社外取締役による問題 提起を含め自由闊達で建設的な議 論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努 めるべきである。 取締役会は、会議運営に関する下記 の取扱いを確保しつつ、その審議の 活性化を図るべきである。	•		の適性評価結果から取締役として の資質を判断 実効性の分析・評価結果については開 示をしておりません。 当社取締役会では、社外取締役によ る、建設的かつ活発な意見交換がなさ れております。 その社外取締役の発言要旨につきまし ては、適時適切な場所において、必要 に応じて、公開するなど努めてまいり ます。 当社取締役会では、取締役会の運営に ついて、以下のとおりルールを整備し 運営しております。
	(i)取締役会の資料が、会日に十分 に先立って配布されるようにするこ と			当社では、全取締役が出席可能な取締 役会の年間開催スケジュールを確定



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
	(ii)取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が(適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること			し、各月に上程される審議事項の予定 を一覧化し、取締役会メンバーで共有 しております。 さらに、各月の取締役会終了後には、
	(iii) 年間の取締役会開催スケジュ ールや予想される審議事項について			翌月の議案の事前共有を義務付けてお ります。これにより、取締役会メンバ
	決定しておくこと (iv) 審議項目数や開催頻度を適切 に設定すること (v) 審議時間を十分に確保するこ			一は必要に応じ、取締役会事務局を介 して必要情報を収集できるほか、十分 な検討時間を確保することが可能にな ります。
	2			また、取締役会の資料は、会日の原則 3営業日前までに配布するように努め る他、審議議案については、十分にそ
				の審議が行われるよう運営に配慮して おります。 加えて、経営陣幹部間で共有している
				経営テーマについてはタイムリーに社 外取締役に提供し、説明、議論する場 を設けております。
原則4-13 (情報入手と支援 体制)	取締役・監査役は、その役割・責務を 実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、 会社に対して追加の情報提供を求め	•		当社では、取締役会事務局を経営企画 室に設置し、当該事務局が取締役との 会日の事前調整のほか、社外取締役の 求めにより、追加情報の提供を行うな
	るべきである。また、上場会社は、人 員面を含む取締役・監査役の支援体 制を整えるべきである。取締役会・監			ど、取締役の支援体制を整備しております。 この他、定期的に、取締役間での情報
	査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。			共有や意見交換の場が設けられ、常勤/ 社外を問わず、円滑に情報を入手でき る体制が確保されています。
補充原則 4 -13①	社外取締役を含む取締役は、透明・公 正かつ迅速・果断な会社の意思決定 に資するとの観点から、必要と考え	•		原則4-13に係る当社対応に記載のと おり、取締役会事務局を設置し、当該 事務局が社外を含む取締役の求めに応
	る場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含			じて、追加情報の提供や調査を行うな ど、取締役の支援体制を整備しており ます。 なお、当社社外取締役の責任について
	め、適切に情報入手を行うべきである。			役員規程に定めており、当該取締役が 責任を果たす上で、情報入手を容易に 行えるよう、当該規程の中に併せて定
補充原則4-13②	取締役・監査役は、必要と考える場合	•		めております。 当社では、取締役が必要とする場合に
	には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。			は、会社の費用において外部専門家の 助言を得ることを認めており、本内容 を役員規程に定めております。
補充原則 4 -13③	上場会社は、取締役会及び監査役会 の機能発揮に向け、内部監査部門が これらに対しても適切に直接報告を	•		当社では、内部監査室が実施した監査 結果について、代表取締役社長への報 告及び定期的な取締役会への報告を行
	行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役と の連携を確保すべきである。また、上			うこととしています。 また、原則4-13に係る当社対応に記載のとおり、取締役会事務局を経営企



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
	場会社は、例えば、社外取締役・社外 監査役の指示を受けて会社の情報を 適確に提供できるよう社内との連 絡・調整にあたる者の選任など、社外 取締役や社外監査役に必要な情報を 適確に提供するための工夫を行うべ			画室に設置し、当該事務局が取締役と の会日の事前調整のほか、社外取締役 が必要とする情報の提供を行うなど支 援体制を整備しております。
原則4-14 (取締役・監査役のトレーニング)	きである。 新任者をはじめとする取締役・監査 役は、上場会社の重要な統治機関の 一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした	•		当社では、取締役会として一般に期待される役割を果たすことに加えて、社会や環境の変化に対応しつつ、当社経営の継続性を最重要視し、より高度な経営判断を行っていくために、また、より高度な監督機能を果たしていくためには、取締役のトレーニングは必要不可欠であり、この考えに則したトレーニングを実施することを方針としております。
補充原則 4 - 14①	対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。	•		当社は、補充原則4-1③に係る当社 対応に記載のとおり、次世代経営者育 成に向けた研修(ネクスト・マネジメントボード・プロジェクト)を実施す るほか、会社の費用負担によって、新 任取締役研修及び既存取締役研修を毎 期必ず実施することとしております。 さらに、当社は、取締役が自らの役割 を全うするために必要とする研修など の機会を提供するものとし、その場合
補充原則 4 -14②	上場会社は、取締役・監査役に対する トレーニングの方針について開示を 行うべきである。	•		には、会社が費用を負担するものとしております。



基本原則 5 (Comply 6:Explain 0)

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。経営陣幹部・取締役(社外取締役を含む)は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、建設的な対話を通じて、株主・投資家の意見に耳を傾けることの重要性を認識しております。代表取締役社長、CFO(情報取扱責任者)及びIR責任者を中心にIR体制を構築し、当社経営に対する理解促進を図るための様々な取組みを積極的かつ適切に行っていく方針です。

原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
原則5-1 (株主との建設的な対話に関する方針)	上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。			当社では、IR 説明会や株主総会の質疑応答ほか、当社 Web サイトに設けたお問い合わせフォームを通じて、株主・投資家からの質問・意見に対し、対話を意識した IR 活動に努めております。 株主からの面談の申込みについては、ディスクロージャー統括室が集約して受け付けるものとしておりますが、株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、社内業務執行取締役、社外取締役を含む取締役が面談に臨むこととしております。
補充原則5-1①	株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。	•		
補充原則 5 — 1 ②	株主との建設的な対話を促進する ための方針には、少なくとも以下の 点を記載すべきである。 (i)株主との対話全般について、 下記(ii)~(v)に記載す る事項を含めその統括を行 い、建設的な対話が実現する ように目配りを行う経営陣 または取締役の指定 (ii)対話を補助する社内のIR担	•		(i) 当社では、情報取扱責任者であり IR 担当取締役である CFO の指揮のもと、ディスクロージャー統括室が IR 活動全般を統括しています。 (ii) 株主との建設的な対話を補助する部門は経営企画室においております。当社の経営企画室のメンバーは、ディスクロージャー部門、総務部門、IT



原則	内容	Comply	Explain	当社対応(方針/理由)
	当、経営企画、総務、財務、 経理、法務部門等の有機的な 連携のための方策 (iii) 個別面談以外の対話の手段 (例えば、投資家説明会や I R活動)の充実に関する取組 み (iv) 対話において把握された株主 の意見・懸念の経営陣幹部や 取締役会に対する適切かつ 効果的なフィードバックの ための方策 (v) 対話に際してのインサイダー 情報の管理に関する方策			部門、財務部門、経理部門、 法務部門、人事で構成が可能な体制になって構成が可能な体制になっては、代表 有機的な連携が可能な体制になっては、では、では、では、では、では、では、ででのがあります。 (iii) 個別の面談のほかい、半期ごと表 取締役行うものとしてが必ります。 (iv) 株主/投資家からの問い合のとのでは、では、では、でがます。 (iv) 株主/投資家からの問い合のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
補充原則 5 — 1 ③	上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、 株主も、こうした把握作業にできる 限り協力することが望ましい。	•		当社では、毎期年4回(毎年3月、6月、9月、12月末時点)株主名簿を把握するものとしております。 今後、必要に応じて、実質株主の判明調査などの実施も検討してまいります。
原則5-2 (経営戦略や経営 計画の策定・公表)	経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。	•		当社では、中期経営計画の策定にあたり、取締役会において決議された内容は、速やかに開示することとします。 基本方針のほか、収益計画、当社事業の進展を示す KPI、ガイダンス、具体的な施策等についても併せて開示し、当社 Web サイトに掲載いたします。 当社グループは、投資家や株主の皆様の期待に応えるためには、中長期的な成長の実現が最も重要であると認識しており、そのために最善を尽くします。当社グループは中期経営計画等で将来の成長計画を示し、進捗を都度、明瞭に開示することで、投資家や株主の皆様に、当社への投資に際して期待できる収益の検討材料を提供してまいります。



原則	内容	Comply	Explain	当社対応	(方針/理由)
				株第ついて次20つ価定利を ガ長柔検り一がるが明てし 当(準 時でにんて次2021 (トについては、、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
				にあたり、実現	のガイタンスを日指り までのスケジュールな たかないものとしてお
補充原則 5 - 2①	上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。	•			



【終章】当社のコーポレートガバナンス・コードに対する対応方針(まとめ)

当社取締役会は、機関投資家の投資対象となった場合も想定しつつ、上場企業として CG コードに則した 対応を行うことは重要であると認識し、その取組みを着実に進めていく考えです。当社の CG コードに対す る対応方針は以下のとおりです。

- (1) 規模などに応じた対応 (Comply or Explain) を適切に行う
- (2) Comply 以外の代替案の優位性、合理性、正当性を検討し、説明責任を果たす
- (3) Comply 以外を選択する場合、当社の状況に応じたリスク回避を最大限に考慮する
- (4) 当社が掲げたガイダンスに向けて段階的に CG コードへの対応を変化させる(序章6記載)

今後、当社が提示したガイダンスを目指していく過程において、このガイダンスに近づくにつれ、当社 の取締役会の在り方も変化させる必要があると認識しております。

当社は、今後も継続して、CG コードが本質的に狙いとしている効果・機能を念頭に、適切なガバナンス体制の整備、構築に取り組んでまいります。

以上



■ 10日 - カフグリ ・寸節を生傷を検でしまった。	ንታል የኮዕድሪያን						
■ADワークスグループ取締役会機能マトリックス 知見:本質的な理解を伴った知識、見識:知見をベースとした主張・考え		田名網取締役	型	社外取締役 要井取締役 小池取締役 社外取締役全体			取締役会全体
双元・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		E Lingshow K	X71-Mile X	775-14-14			
① コーポレートカバナンス・リスクマネジメントに関する事項							
コーポレートガバナンスに対する見識	0	0	0		0	0	0
リスクマネジメント(評価とアサーション)に関する経験または見識	0	0			0	0	0
スチュワードシップコード、対話ガイドラインに関する見識		0			0	0	0
 債権者・株主と経営者の利益相反事項に関する見識、関連当事者間取引に関する見識		0			0	0	0
内部統制システムの構築、評価に関する経験または見識	0	0			0	0	0
情報セキュリティの構築、評価に関する経験または見識		0			0		0
② コンプライアンスに関する事項							
会社法に関する知見	0	0			0	0	0
金融商品取引法に関する知見		0			0	0	0
ディスクロージャー、取引所規則に対する知見		0			0	0	0
グローバルローに関する知見	0				0	0	0
会計基準・会計監査に関する知見		0			0	0	0
事業領域関係法令に関する知見	0				0	0	0
機能分類2(社外取締役選任要件):企業価値向上に資する機能(スキル、経験値等)							
① 企業経営に関する経験値・ノウハウに関する事項							
複数の企業における経営陣幹部としての経験と経営に関する見識		0	0	0	0	0	0
公開企業における取締役経験と経営に関する見識	0	0	0		0		0
経営資源の配分(主にビジネスポートフォリオの決定)に関する成功実績	0		0	0	0	0	0
多様な企業に対する経営コンサルティング実績				0	0		0
② 企業・事業に対する投資に関する経験値・ノウハウに関する事項 ※Board3.0対象項目							
投資家(PEファンド、VC、ファンドマネージャー等)としての実績		0		0	0		0
起業の成功実績、新規事業の立ち上げ成功実績	0			0	0	0	0
M&A、PMIIに関する成功実績	0	0		0	0	0	0
企業価値評価に関する実務経験、見識	0			0	0		0
③ 人材政策、資金調達に関する経験値・ノウハウに関する事項							
多様性に関する見識			0	0	0		0
多様な働き方・人事制度設計に関する成功実績、見識		0			0		0
多様な資本政策、株式政策、資金調達に関する成功実績、見識	0			0	0	0	0
機能分類3(業務執行取締役を含む取締役選任要件):企業価値向上に資する機能(スキル、経験値等	等)						
企業のサステナビリティ・ESG投資、SDGs、TCFD等に対する見識	0	0			0	0	0
DX戦略、AI等に関する知見		0		0	0		0
デジタルを含むマーケティング戦略に関する知見			0	0	0		0
不動産ビジネスに関する実績・経験・見識	0				0	0	0
富裕層ビジネスに関する実績・経験・見識			0		0	0	0
その他のビジネスに関する実績・経験・見識	0	0	0	0	0	0	0
組織マネジメントに関する実績・経験・見識	0	0	0		0	0	0
グローバルビジネスネットワーク	0		0	0	0	0	0